

No.41
3/1号



発行：玄界環境組合 宗像清掃工場 〒811-3401 宗像市池浦600-1

宗像清掃工場の休み
■ごみの自己搬入
■工場施設見学
日曜日、12月29日から1月3日
13時～16時30分 月曜～土曜日(祝日も可)
月曜～金曜日(祝日を除く)
9時～16時までの間受付
(詳しくは電話でお問い合わせください)
☎(62)0505 ファックス(62)0594
URL: http://www.genkai-kankyo.jp/
eメール ecopark@genkai-kankyo.jp

【総括】
環境監視結果(令和4年9月、令和5年

環境監視結果(令和4年9月、令和5年) 及び審議を行い、その結果を組合長に答申していただきます。

また、工場の操業データや周辺地域の環境調査結果をもとに、宗像清掃工場の稼働が周辺地域の環境に影響を与えていないかどうかを確認し、評価する役割を担っています。

地下水の塩化物イオン濃度について
・排ガス温度について
・施設設備の更新について
第2回環境委員会(11月30日)の審議事項
施設稼働後環境監視結果(令和5年4月から令和5年8月)について
(主な審議内容)
・炉の一時停止について
・生活、洗濯排水の水質調査について
・調整池の表流水について
・作業環境の管理基準について

8月、11月の審議を通して、1月4日に環境委員会から組合長の諮問に対して次の内容で答申されました。

令和5年度は、組合長が6月29日に環境委員会に対して「令和4年9月から令和5年8月までの宗像清掃工場環境監視・調査結果について」諮問を行い、環境委員会では同日(6月29日)と11月30日の2回にわたって、組合長からの諮問の内容について審議を行いました。

第1回環境委員会(6月30日)の審議事項
施設稼働後環境監視結果(令和4年9月から令和5年3月)について
(主な審議内容)
・ダイオキシン類の記載方法について

8月、11月の審議を通して、1月4日に環境委員会から組合長の諮問に対して次の内容で答申されました。

令和5年度は、組合長が6月29日に環境委員会に対して「令和4年9月から令和5年8月までの宗像清掃工場環境監視・調査結果について」諮問を行い、環境委員会では同日(6月29日)と11月30日の2回にわたって、組合長からの諮問の内容について審議を行いました。

第1回環境委員会(6月30日)の審議事項
施設稼働後環境監視結果(令和4年9月から令和5年3月)について
(主な審議内容)
・ダイオキシン類の記載方法について

【答申】
令和5年6月30日第1回環境委員会の評価

周辺環境に関する環境監視調査は、計画どおり大気質、水質、土壌について実施されており、委員会で審議した結果、環境基準を満足している。

施設の維持管理に関する環境監視調査は、計画どおり焼却対象物、埋立対象物、大気質、水質、騒音・振動、ばい煙測定について実施されており、委員会で審議した結果、施設の計画値等を満足し稼働している。

令和5年11月30日第2回環境委員会の評価
周辺環境に関する環境監視調査は、計画どおり大気質、水質、土壌について実施されており、委員会で審議した結果、環境基準を満足している。

施設の維持管理に関する環境監視調査は、計画どおり焼却対象物、埋立対象物、大気質、水質、騒音・振動、ばい煙測定について実施されており、委員会で審議した結果、施設の計画値等を満足し稼働している。

8月、11月の審議を通して、1月4日に環境委員会から組合長の諮問に対して次の内容で答申されました。

令和5年度は、組合長が6月29日に環境委員会に対して「令和4年9月から令和5年8月までの宗像清掃工場環境監視・調査結果について」諮問を行い、環境委員会では同日(6月29日)と11月30日の2回にわたって、組合長からの諮問の内容について審議を行いました。

第1回環境委員会(6月30日)の審議事項
施設稼働後環境監視結果(令和4年9月から令和5年3月)について
(主な審議内容)
・ダイオキシン類の記載方法について

8月、11月の審議を通して、1月4日に環境委員会から組合長の諮問に対して次の内容で答申されました。

令和5年度は、組合長が6月29日に環境委員会に対して「令和4年9月から令和5年8月までの宗像清掃工場環境監視・調査結果について」諮問を行い、環境委員会では同日(6月29日)と11月30日の2回にわたって、組合長からの諮問の内容について審議を行いました。

ごみの自己搬入方法

① 搬入口

- 屋根下の青信号を確認。
- 入口に向かって左側の計量器に車両をとめて、受付へ。
- そのほかの入口は、不可。

② 受付・計量

- 窓口で申請書に申請者の住所、氏名、ごみの発生場所、ごみの内容などを記入。
- ごみを車両に積んだ状態で重さを計量します。
- 受付は計量レーンに並んだ車の順番で行います。

③ ごみを降ろす

- 工場内は右廻りの一方通行。
- 係員の指示に従って、指定の場所に自分で降ろします。
- 可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみは降ろす場所が異なります。

④ 計量・支払い

- 屋根下の青信号を確認。
- 出口に向かって左側の計量器に車をとめて、受付カードを持って受付へ。
- そのほかの出口は、不可。
- ごみを降ろした後の車両の重さを計量して使用料を支払います。



料金の計算方法

ごみの重さ 料金 10kgまでごとに

170円

自己搬入はご自身で工場にごみを搬入する必要があります ～自分で自己搬入できない方は～

自己搬入以外の方法でもごみを処分することができます。(有料)
※詳細は、宗像市発行のパンフレット「家庭ごみの出し方」を参照ください。

【問い合わせ先】
宗像市環境課 TEL0940-36-1421



【粗大ごみ】
粗大ごみシールを購入後、環境課へ連絡
※(持ち出しサービス有料) 65歳以上の方、障がいのある方で構成される世帯の方、その他市が特に必要があると認める方

【多量ごみの処分(片付けや引っ越しなどで多量にごみが出た場合)】
自分で直接、収集運搬許可業者に依頼してください。

- 玄海クリーン(有) TEL0940-62-2944
- 三孝産業(有) TEL0940-33-3847
- (有)神郡清掃サービス TEL0940-33-7111



中身のついたカセットボンベ、スプレー缶、リチウム電池などはたいへん危険です ～火災、爆発などの事故の原因になります～

中身のついたカセットボンベ、スプレー缶、リチウム電池などの異物がごみに混入されると、ごみ収集車や工場内で圧縮、破碎するときに**発火し、火災、爆発**などの重大な事故を引き起こすことがあります。前回の広報(令和5年12月1日号)でもお知らせしましたが、現在においても多量の異物が混入しています。宗像市にはごみ処理施設が一つしかなく、事故が発生すると一時的に停止しなければなりません。

ごみを出すときには、**カセットボンベ**や**スプレー缶**は中身をすべて出し切り、**電池**はきちんと取り除くことが重要です。工場内で安全に継続してごみ処理を行うため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



リチウム電池